平成二十四年十二月七日 規則第八十四号 令和七年八月二七日規則第八十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四 号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年 政令第二百八十六号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年 国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- 第二条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (適合性確認機関)
- 第三条 法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下「認定申請」という。)又は法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとする者は、当該申請をする前に、当該申請が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかについて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「適合性確認機関」と総称する。)の審査を受けることができる。ただし、人の居住以外の用途に供する部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の審査のみを受けることができる。
- 2 文京区建設事務手数料条例(平成十二年三月文京区条例第二十五号)別表第二1の部 1の款に規定する区長が指定する者は、前項の適合性確認機関とする。

(認定申請書に添付する図書及び調書)

- 第四条 省令第四十一条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる ものとする。
 - 一 申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合 することを示す書類(適合性確認機関が作成したものに限る。)を有する場合には、

当該書類

- 二 前号に掲げるもののほか、低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲 げる基準に適合することが確認できる図書で、区長が認めるもの
- 三 手数料額計算書(認定申請の場合は、別記様式第一号による。変更認定申請の場合 は、別記様式第二号による。)
- 2 省令第四十一条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第二号の図書を添付する場合において、省令第四十一条第一項に掲げる図書のうち区長が不要と認める図書とする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定)

第五条 認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をする場合で、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が認定又は変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(計画の涌知)

第六条 法第五十四条第三項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規 定による通知は、計画通知書(別記様式第三号)に、建築基準法第六条第一項(同法第 八十七条第一項において準用する場合を含む。)の確認の申請書を添付して、建築主事 に行うものとする。

(認定申請の取下げ)

- 第七条 認定申請又は変更認定申請をした者は、区長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記様式第四号)の正本及び副本により区長に届け出なければならない。
- 2 区長は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があったときは、取下げ通知 書(別記様式第五号)により建築主事に通知しなければならない。
- 3 第一項の取下げ届の副本は、同項の規定による届出をした者に返還するものとする。 (不認定通知)

第八条 区長は、認定申請に係る計画又は変更認定申請に係る計画が法第五十四条第一項 各号に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第四項の規定で準用する建築基 準法第十八条第十五項の規定による通知を受けた場合(法第五十五条第二項において準 用する場合を含む。)又は当該申請の手続が省令又はこの規則に違反していると認める 場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書(別記様式第六号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(新築等の状況の報告)

第九条 認定建築主は、法第五十六条の規定により、法第五十四条第一項の認定を受けた 低炭素建築物新築等計画(法第五十五条第一項の規定による変更があったときは、その 変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のた めの建築物の新築等の状況について報告を求められた場合は、新築等状況報告書(別記 様式第七号)に、報告内容を説明するための図書を添付して、区長に報告するものとす る。

(建築を取りやめる旨の届出)

- 第十条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届(別記様式第八号)の正本及び副本に、低炭素建築物新築等計画認定通知書(変更認定を受けた者は、低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書)を添付して、区長に届け出なければならない。
- 2 前項の建築取りやめ届の副本は、認定建築主に返還するものとする。 (工事の完了の報告)
- 第十一条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了 したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面により区長 に報告するものとする。
 - 一 計画に従って建築工事が行われたことを建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第二条第一項に規定する建築士が確認した場合 工事完了報告書(別記様式第九号) 及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十五に規定す る当該建築物の工事監理報告書の写し
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書(別記様式第十号)及び当該建築物の建築工事の施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの(認定の取消しの通知)
- 第十二条 区長は、法第五十八条の規定による取消しを行った場合は、認定取消通知書

(別記様式第十一号) により認定建築主に通知するものとする。

(軽微な変更に関する証明)

- 第十三条 省令第四十六条の二の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書(別記様式第十二号)の正本及び副本に、それぞれ省令第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものその他区長が必要と認める図書(次項において「添付図書」という。)を添えて、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が 省令第四十四条の軽微な変更に該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書(別記様 式第十三号)に、前項の軽微変更該当証明申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者 に交付するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成二七年五月二九日規則第五〇号)

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

付 則(平成二八年三月三一日規則第五四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則(平成二九年三月三一日規則第二九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の文京区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第三条第一項に規定する登録建築物調査機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画は、この規則による改正後の文京区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第三条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画とみなす。

付 則(令和三年三月三一日規則第二三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙

で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和五年三月一六日規則第一四号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(文京区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際、第一条の規定による改正前の文京区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和五年七月二七日規則第四五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区都市の低炭素化の促進に関する 法律施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、な お使用することができる。

付 則(令和六年一月一六日規則第一号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

付 則(令和七年三月三一日規則第五一号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和七年八月二七日規則第八三号)

この規則は、公布の日から施行する。